

令和8年度 鹿屋市不妊治療費助成事業 のお知らせ

お問い合わせ
鹿屋市保健相談センター
☎ 0994-41-2110
市ホームページ →



不妊治療費の助成

鹿屋市では、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを推進するため、不妊治療（令和4年4月1日以降）を受けられたご夫婦を対象に治療費の助成をしています。

対象者

- 国内の医療機関で不妊治療を受けた、婚姻をしている夫婦（事実婚関係の夫婦も含みます。）
- 夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、鹿屋市に1年以上住所を有している夫婦
- 治療を受けている者が鹿屋市住民基本台帳に記録されていること
- 市税を滞納していない夫婦

○ すべての要件を満たしていること ○

対象となる治療

- 生殖補助医療・一般不妊治療・男性不妊治療（※生殖補助医療の一環として行う手術等）に要する自己負担額（保険適用の治療、保険適用外の治療どちらも対象となります。）

※夫婦以外の第三者の精子・卵子等を用いた治療や代理母及び借り腹によるものは対象外です。

助成額

対象となる治療費から高額療養費や付加給付など加入している健康保険から給付される額を除いた自己負担額を助成します。

保険適用内の不妊治療

上限：10万円

保険適用外（自費診療）を含む不妊治療

上限：20万円

助成回数

- ★ 通算して5年間
- ★ 申請は1年度に1回
（上限に満たない場合は2回まで申請できます）

遠方不妊治療実施施設 への交通費の助成

生殖補助医療または 男性不妊治療を受けた方

対象者

- 生殖補助医療または男性不妊治療を受けた者
- 住所地から不妊治療のため **最寄り**（移動時間が60分以上かかる治療可能な施設の中で、距離が一番近い施設）の施設まで概ね60分以上の時間をかけて移動する者

助成額

- 最寄りの施設への移動に要した往復分の費用を、鹿屋市職員等の旅費に関する条例に準じて算出した額に0.8を乗じて得た額



助成回数

- ★ 令和8年4月治療開始分から
- ★ 1年度につき1夫婦あたり10回まで助成します。
（うち男性不妊は5回）

（例）住所地から鹿児島市のA病院に生殖補助医療で通院した場合（最寄りにはB病院）
→ （住所地から最寄りの施設B病院までの走行距離×37円＋フェリー代）×2（往復分）×0.8

申請方法

- 原則、**電子申請**になります。
マイナンバーカードがあれば、365日24時間どこにいても申請が可能です。

〈不妊治療費助成はこちら〉



電子申請は
ここから



【申請時に確認してください！！】

- ☐ 第2号様式に記載してある証明額と領収書の合計は合っていますか？
- ☐ 領収書と明細書はそろっていますか？
- ☐ 申請期間は過ぎていませんか？（治療終了日から1年間が有効です）

〈遠方不妊治療実施施設への交通費助成はこちら〉



電子申請は
ここから



【申請時に確認してください！！】

- ☐ 申請する回数と領収書・明細書の枚数・受診日は合っていますか？
- ☐ 領収書と明細書はそろっていますか？
- ☐ 申請期間は過ぎていませんか？（治療終了日から1年間が有効です）

※ **不妊治療費助成の申請と同時にしてください。その場合、領収書と明細書の添付は不要です。**

※ **窓口申請**を希望される場合は、事前にご予約ください。 **窓口事前予約はこちらから** →



申請に必要なもの

不妊治療費助成の申請

○ 提出必要書類

必須	① 鹿屋市不妊治療助成事業申請書兼請求書（第1号様式） ② 鹿屋市不妊治療助成事業受診等証明書（第2号様式） ③ 治療に要した領収書及び診療明細書等 ④ 申請者（治療者）の通帳のコピー
省略可	⑤ 夫婦であること及び住所の確認ができる書類（住民票） ⑥ 市税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書等） ※ 助成要件の審査のため、市の担当者が住民基本台帳の情報及び納税の状況を確認することに同意される場合は不要。

申請時の留意事項

- ・ 受診等証明書（第2号様式）と領収書の合計額が合っているか事前にご確認ください。
- ・ 領収書など原本提出ができない場合写しを提出してください。
- ・ 必要書類がすべてそろっていない場合は、申請を受理できないことがあります。

遠方不妊治療実施施設への交通費助成の申請

○ 提出必要書類

必須	① 鹿屋市遠方不妊治療交通費助成金交付申請書兼請求書（第1号様式） ② 治療に要した領収書及び診療明細書等 ※ ③ 申請者（治療者）の通帳のコピー ※ ※ 不妊治療費助成の申請と同時にしてください。その場合、領収書と明細書の添付は不要です。
省略可	④ 夫婦であること及び住所の確認ができる書類（住民票） ⑤ 市税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書等） ※ 助成要件の審査のため、市の担当者が住民基本台帳の情報及び納税の状況を確認することに同意される場合は不要。

【電子申請の方】

- ・ 電子申請の際、領収書・明細書は同一日、2枚1組でアップロードしてください。

【窓口申請の方】

- ・ 書類確認に時間を要しますので、十分に時間に余裕をもって申請してください。



よくある質問

Q 1 1回の治療終了日はいつになりますか？

A 1 妊娠の有無の判定日になります。

Q 2 一般不妊治療を複数回受けていますが、申請はいつ頃がいいですか？

A 2 原則1回の治療終了ごとに申請をしていただいておりますが、タイミング法などの一般不妊治療は、まとめて申請ができます。その場合、初回治療終了日から1年以内に申請をしてください。

Q 3 生殖補助医療を受けましたが、申請はいつ頃がいいですか？

A 3 1回の治療終了ごとに申請をしてください。ただし、高額療養費や高額付加給付金の対象となる場合がありますので、加入している医療保険者へ付与の有無を事前に確認してから申請してください。

Q 4 令和8年度中に不妊治療費助成（上限額20万円）を受けました。その後も引き続き、治療を受けていますが助成は受けられないのでしょうか？

A 4 令和8年度中に上限額20万円の助成を受けているため、今年度の申請はできませんが、治療終了後1年以内（一般不妊治療の場合は初回治療終了後）であれば、令和9年度に令和8年度中の治療費分を申請することができます。※具体例をHPに掲載していますので、ご確認ください。

Q 5 令和8年度中に不妊治療費助成を受けましたが、上限額に満たなかったため残額があります。その後も引き続き、治療を受けていますが、残額分を申請することはできますか？

A 5 残額分の申請は可能です。その場合、令和8年度中（令和9年3月31日まで）に申請する必要がありますのでご注意ください。
※具体例をHPに掲載していますので、ご確認ください。

Q 6 凍結胚移植は助成の対象ですか？

A 6 助成対象です。

Q 7 採卵はしましたが、医師の判断で胚移植をしていない場合は助成の対象ですか？

A 7 助成対象です。

Q 8 診療明細書を無くした場合はどうしたらいいですか？

A 8 受診した医療機関にて再交付をお願いします。

問合せ先

鹿屋市保健相談センター

☎ 0994-41-2110

